

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2014. 5.10発行〈通巻第444号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 地公災基金大阪府・北海道支部審査会
相次ぎ中皮腫公務外取消裁決 2
- それぞれのアスベスト禍 その39 古川和子.....12
- 韓国からのニュース 15
- 石綿対策全国連絡会議第26回総会・5.31集会の案内 18

4月の新聞記事から／19
表紙／麻袋を手に説明する熊取絹代さん(左)と川崎千津代さん
(4月15日記者会見で 本文12頁)

地公災基金大阪府・北海道支部審査会 相次ぎ中皮腫公務外取消裁決 教員のアスベスト被害 ようやく「公認」に道

関西労働者安全センター事務局 片岡明彦

2005年6月29日の新聞報道をきっかけとした、いわゆる「クボタショック」以前、1986年から88年にかけて、アスベストの危険性を示す事件が相次いだ時期があり、とくに、学校の吹き付けアスベストへの対応が問題となったことで、逆に、拙速でずさんな除去工事が横行した。

これは「学校アスベストパニック」とも言われる。

学校におけるアスベスト対策は、ほとんど、校内の吹き付けアスベスト対策工事を意味してきた。この学校アスベスト対策は様々な問題点が指摘され続けてきており、大阪府立金岡高校事件（本誌2013年1月号参照）などがこれにあたるが、文字どおり氷山の一角だろう。

学校アスベスト対策が注目され、まがりなりにも予算を投じられてきたのは、子供の健康、安全を守る、という観点が重視されたからであって、「吹き付けアスベストの下での学校生活が危険である」ことは学校管

理者、教職員、生徒、保護者の共通認識といえる。

では、これほど対策を講じられてきた学校アスベストによる被害は発生しているのか？

この点、これまで系統的調査は行われていない。

しかし、ようやくここに来て、公務災害認定というかたちで（後述するように認定のされ方に一部問題はあるものの）、学校におけるアスベスト被害が確認されはじめてきた。そして、その被害はどうも「きわめて例外的」と片付けることはできないようだ。

こうした事態を受けて、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会は、文部科学省に対して実態調査を求める申し入れを行った。公務災害認定は教職員を対象としているが、むろん、児童生徒にも関連している。

本稿では、2014年になり相次いで公務外認定取り消しとなった教員中皮腫2件及び2010年の再審査請求での取り消し事案につ

//////
いて述べるとともに、公務災害・労災保険による認定状況、この間行われた文部科学省への要請について報告する。

本部協議の抜本改善を

公立小中高校教職員の公務災害は、地方公務員災害補償基金（以下「基金」）によって公務上外が判断され、公務上とされた事案に対しては公務災害補償が実施される。

そして、基金では、石綿疾病にかかる全ての申請事案について「本部協議」に上げて、本部において公務上外判断を行うことにしている。各支部は、本部の指示による調査と資料収集、結果の伝達をするだけだ。

この「本部協議」の実質は、本部事務局の意向と「本部専門医」と称する基金本部の選んだ特定の医師の意見によっている。

さて、これまで基金が公務上認定した教員の中皮腫3件について共通しているのは、①支部において「公務外認定」とされたこと、②滋賀県事案は基金本部審査会、大阪府・北海道事案は基金支部審査会で、この「公務外認定」処分が取り消されたこと＝公務上判断がなされたこと、である。

つまり、三つの取り消し裁決は、基金とは一定の独立性をもった審査会が、それぞれの事案についての本部協議による本部判断が間違っていたと断じたといえる。3裁決をみると、単に個別判断において間違っただけというのではなく、本部協議・判断に基本的な問題点が浮かび上がってくる。

能力不足か、意図的認定抑制か

3裁決の概要を次頁表にまとめた。

原因ばく露と認定されたのは、劣化した吹き付け石綿のある建物（体育館）での作業（滋賀）、実験での石綿製品の取り扱い（大阪）、石綿含有建材を使用した建築工事周辺の石綿飛散と掃除作業（北海道）と、三者三様だ。

ただ、このような「原因ばく露」は、民間労働者の労災補償をカバーする労災保険による認定においては、事例的にめずらしいものではないし、滋賀県事案と同様の、厚生労働省が公表している石綿疾病の労災認定事業場リストにおいて「吹き付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業」と石綿ばく露作業状況に記載された事案はすでに数十件におよんでいる。

北海道事案の審査請求において提出された名取雄司医師意見書も指摘しているが、中皮腫については、低濃度・短期間ばく露でも発症するとされていることから、審査する側が、何が「ばく露作業」なのかを適切に判断できるかが、重要となる。この点、3裁決事案における石綿ばく露について、基金本部が「石綿ばく露作業と判断しなかった（できなかった）」という点が最大の問題だった。

3裁決事案での基金の反論において、ばく露が、「高濃度ではない」「長期間（長時間）ではない」といった内容が目につく。たとえば、「被災者が石綿が高濃度に飛散する状況下において長期間勤務に従事したものと認められず」（北海道事案）、「石綿金網の剥落によって被災職員が石綿粉じんに濃厚に

表1 地公災基金による公務外認定処分が取り消しとなった3つの中皮腫事案

	滋賀県 東近江市立小学校教諭	大阪府 府立高校化学教諭	北海道 苫小牧市立小学校教諭
性別	男性	男性	男性
生年	1946年3月生	1949年6月	1937年1月
疾病	胸膜中皮腫	胸膜中皮腫	胸膜中皮腫
病歴	2001年7月頃～ 胸痛 2001年9月 国立S病院受診、「悪性胸膜中皮腫」の診断 2002年4月 死亡	2006年9月頃～ 体調不良、咳、微熱 2006年10月 医療機関受診、風邪として自宅療養 市立K病院 左胸水、入院検査で中皮腫疑い 2006年10月19日 I大学医学部附属病院に転院 検査により「悪性胸膜中皮腫」 2007年1月 死亡	2002年2月頃～ 発熱、胸部レントゲン異常所見 2002年10月 風邪様症状、咳、胸痛、発熱でT市立総合病院受診、右胸水・胸膜肥厚。入院検査により「悪性胸膜中皮腫」 市立S病院で手術し、入退院繰り返す 2005年8月 死亡
死亡	2002年4月(56歳)	2007年1月(57歳)	2005年8月(68歳)
公災申請先	地公災基金滋賀県支部	地公災基金大阪府支部	地公災基金北海道支部
公災申請～ 公務外認定 取消裁決	2005年11月7日 基金支部に公務災害認定請求 2007年5月14日 基金支部、公務外認定 2007年7月17日 支部審査会に審査請求 2008年10月31日 支部審査会、審査請求棄却 2008年11月30日 本部審査会に再審査請求 2010年3月29日 本部審査会、公務外認定処分取消裁決	2006年12月4日 基金支部に公務災害認定請求 2009年2月13日 基金支部、公務外認定 2009年4月9日 支部審査会に審査請求 2014年1月8日 支部審査会、公務外認定処分取消裁決	2010年5月17日 基金支部に公務災害認定請求 2012年10月15日 基金支部、公務外認定 2010年10月31日 支部審査会に審査請求 2014年3月19日 支部審査会、公務外認定処分取消裁決
石綿ばく露 などについて の請求人 主張	1968年度から2002年まで滋賀県内の公立小中学校に教諭として勤務した。 1973年度から1975年度に勤務したI小学校の体育館天井及び側面に吹き付けられた石綿が当たるボールの衝撃などで飛散しており、体育担当教諭であった被災者は、同僚に比べ明らかに多く石綿にばく露した。 近隣ばく露、家族ばく露などは認められない。	1975年度から2007年死亡時まで32年間、化学教諭として、各種実験に従事。 その中に石綿付金網など石綿製品を使用した作業があった。石綿付金網は劣化のあるものが使用されていた。 近隣ばく露、家族ばく露などは認められない。	1957年度から1997年度(定年退職)まで小学校教諭として勤務した。 勤務した小学校において、1963年度から1983年度にかけて、新築、増築、改築工事が実施され、被災者が掃除を熱心に行う方だったこともあって、工事から飛散した石綿にばく露した。 肺内から1300本/乾燥肺1グラムの石綿小体を検出している。これはヘルシンキ基準における職業性ばく露水準にあたる。 (名取雄司医師意見書により、石綿ばく露について詳細に論証) 近隣ばく露、家族ばく露などは認められない。



<p>基金判断</p>	<p>1968年から被災時まで被災者の職務は教諭であり、石綿労災基準における石綿ばく露作業に従事したとは認められない。</p> <p>I小学校に勤務当時、同校体育館にはトムレックス吹きつけ（注：クロシドライト又はアモサイト）があり、当たったボールによる散乱状況や火事による職員室の消失で、1～3ヶ月程度、体育館ホールに職員室スペースなどがあったことがあった経緯があった。</p> <p>しかし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常に体育館で勤務していたものではない ・天井にバレーボールが当たるのはまれ ・施工後間もない <p>ことから、石綿が劣化して散乱するような状況があったとは考えづらい。</p> <p>体育館に職員室スペースがあった期間は特に長期間に及んだとは認められない。</p> <p>以上、被災職員は石綿が使用されていた環境下で勤務していたのみであり、当該環境下において、一般大気中の濃度を超える濃度の石綿ばく露があったとは推認できないことに加え、当該環境下で勤務した時間も限られたものであり、また、石綿肺や胸膜プラークといった本件の原因が石綿の職業ばく露であるとみなせるような石綿ばく露を裏付ける医学的所見も得られていないことから、本件疾病と公務との間に相当因果関係は認められない。</p>	<p>石綿労災基準における石綿ばく露作業に該当しない。</p> <p>（実験などにより）直ちに石綿が大気中に飛散していたと推認できない。</p> <p>本人の職場従事環境で石綿が飛散する状況は明かでは無く、飛散があったとしても限定的であったと考えられ、本人が公務において、石綿労災基準に定める者と同程度の石綿ばく露の状況があったと評価することはできない。</p> <p>じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見も得られていない。</p> <p>公務が相対的に有力な原因となって発症したものと認められない。</p>	<p>石綿労災基準における石綿ばく露作業には、「間接的なばく露を受ける作業」を含めて該当しない。</p> <p>つまり、教諭の業務は直接的な石綿ばく露作業ではない。</p> <p>さらに、勤務校において石綿含有の可能性がある建材が使用されているが、これらの建材は、吹き付け石綿等のような材質のものとは異なり、成形板状のものであるから、これらの建材が使用されていることによって、直ちに石綿にばく露する危険が伴うものではない。仮に、請求人が推定する内装又は外装工事の期間を通じて、当該工事現場で上記建材を加工したとしても、それによってどの程度の石綿が飛散したかは定かではなく、また、被災者が常に工事現場付近にいたことも確認されていない。</p> <p>これらのことからすれば、増改築工事による石綿飛散状況が明らかではなく、被災者が石綿が高濃度に飛散する状況下において長期間勤務に従事したものと認められず、石綿労災基準における「間接的なばく露を請ける作業」には該当しない。</p>
<p>（再）審査段階の申請側追加主張</p>	<p>当時の児童、同僚が体育館における石綿飛散をうかがわせる証言を提出。</p>	<p>劣化の生じた石綿付金網を使用した再現飛散実験の結果から、石綿付金網の取扱いによって石綿飛散が生じることを具体的に立証。</p>	<p>特に新資料提出はなかったが、「石綿小体1000本から5000本の場合は石綿ばく露の職業ばく露が強く疑われる」との基金千葉県支部審査会裁決例を提出し、被災者の場合の1300本の検出石綿小体数について、ヘルシンキクライテリアという国際基準を満たすことの意義を改めて指摘</p>



<p>審査会の判断</p>	<p>(神山宣彦東洋大学教授による意見書を踏まえながら) 体育館の使用頻度が高かったこと、その際に天井にボール等が頻繁に当たっていたこと及び施工後間もない吹付け石綿であってもボール等が当たれば飛散することからすれば、当時の体育館内は相当程度の石綿が飛散していたと考えられる。 体育館の清掃及び換気が十分に行われていたと認めることは困難で、さらに、再飛散していたものと考えられる。 証言、当時の状況から石綿の飛散する体育館に長時間滞在していたものと推認することができる。 以上のことから、被災職員は、3年間勤務したI小学校の体育館において、石綿ばく露作業に相当する業務に従事していたと認めることができ、本件疾病は公務に起因して発症したものと認められる。</p>	<p>石綿金網を使用していたことによるばく露は否定しえないが、石綿金網そのものは非飛散性の状態にあり、従ってそのばく露量はあるとしても非常に微々たるものであるものと思われる。 K高校(1978～1984年)での炎色反応の演示実験でニクロム線の先端に石綿を付ける作業において、適当な大きさに石綿紐を切断する必要も考えられ、石綿金網を扱うよりも高濃度の石綿ばく露があったと推認することができる。 (以上、森永謙二医師鑑定意見) 検討の結果、被災職員が高濃度の石綿粉じんにはばく露した可能性が認められ、潜伏期間の点からも本件疾病と関連性があると認められるのは、K高校在籍時の繊維状アスベストの切断などの処理による石綿ばく露であり、また、外に本件疾病と関連性がある事実は認められない。よって、本件疾病の主たる要因はK高校時代の上記業務とするのが妥当であり、本件疾病と公務との間には相当因果関係が認められる。</p>	<p>被災者の石綿小体乾燥肺重量1グラムあたり1300本は、ヘルシンキ基準「職業での石綿ばく露が高い可能性のある人物を確定する基準1000本以上」をはるかに上回る。 そこで、職業ばく露がどこで生じたかを検討する。 被災者の勤務校のうち、石綿含有建材がしようされていたのは4校、そのうち同建材を使用した工事期間等の推定が可能な学校は3校で、それらの工事による石綿ばく露日数は合計で1年以上あったと推定される。 各校の工事による周囲への飛散、児童や教員の動作による再飛散、児童生徒の校内掃除を通じての再飛散を繰り返していたと考えられる。 元同僚の証言から、被災者は大変掃除熱心な教員であり、直接、被災者が石綿作業に携わっていない場合でも、他職種や他人の飛散させた石綿粉じんを吸入してしまうことが推定されることから、被災者は、石綿建材作業周囲の校舎で掃除を行ったことにより、中程度ばく露以上と思われる石綿繊維を吸入した時期があったと考えられる。 以上から、石綿労災基準の「間接的なばく露を請ける作業」に該当する職業性石綿ばく露を受けたものと認められ、被災者の中皮腫発症は公務上、公務に起因して生じたというべき。</p>
---------------	---	--	---

ばく露したとは考えられない」(大阪府事案)といった箇所だ。

つまり、基金本部が、中皮腫の「低濃度・短期間ばく露でも発症」という点や労災保険での認定状況をまるで踏まえなくて、認定判断を続けてきたことに大きな問題があるというわけだ。

3事案とも、中皮腫診断は確実になされていたので、審査請求の争点は、まさに、各被災者が行った作業が、中皮腫と関連する石綿ばく露作業といえるかどうか、という

一点だった。

3裁決において、この判断を適正にし直すに至った根拠をみてみると、滋賀県事案では児童生徒や同僚の証言と神山宣彦東洋大学教授による意見書、大阪府事案では森永謙二医師による意見書が、決定的証拠とされた。北海道事案では、支部審査会は新たな医学的意見や証言を採ったりせず、支部段階(原処分段階)で請求人側が提出した証拠を再評価して、逆転裁決を下した。

このように3裁決の内実を検討してみる

と、違法な公務外認定を基金本部が行った原因は、アスベスト疾病判断における基金本部や基金専門医の能力不足にあることは明らかであって、でなければ、意図的な認定抑制が実行されてきたとしか考えられない。

いずれにしろ、このように不当な認定実務は放置されるべきではない。

鑑定的意見書にも問題あり

ただ、審査会に提出された鑑定的意見書にも見過ごせない問題がある。

それは、大阪府事案における森永謙二医師による意見書である。森永意見書は、石綿ばく露作業として、炎色反応演示実験における石綿ひもの切断作業によるばく露を有意な原因ばく露として指摘し、これが、逆転裁決の決め手となった。

一方、森永意見書は、請求人側が原処分段階から主張してきた、実験に使用された石綿付金網の取扱いによるばく露については、「石綿金網を使用していたことによるばく露は否定しえないが、石綿金網そのものは非飛散性の状態にあり、したがってそのばく露量はあるとしても非常に微々たるものであるものと思われる」云々として、否定的な評価を下した。

審査請求段階において、請求人側は、東京労働安全衛生センターの外山尚紀氏による再現実験報告書（本誌2012年2月号参照）を証拠として提出して、データに基づく主張を行っていたのだが、森永意見書は、これを根拠も示さずに無視したわけで、この点、きわめて非科学的な内容と言わざるを得ない。

筆者は、大阪府事案における代理人であったが、取り消しという結果にもかかわらず、裁決書の内実は納得できるものではなかった。そして後日、この森永意見書とこれに基づく裁決内容への疑念をさらに深める出来事があった。

3月18日に大阪府事案についての報道が行われたあと、腹膜中皮腫で死亡した大阪府立高校化学教諭の遺族から相談電話がかかってきた。お会いして事情を聞くと、この教諭は公務災害申請をし、2009年7月に公務外認定とされており、審査請求はしておられなかった。遺族のもとに残された資料を見ると、1982年から化学教諭で、基金大阪府支部に対する公務災害申請においては、石綿付金網によるばく露についての立証資料が提出されていたが、今回の裁決事案と同様に公務外とされていた。裁決事案が公務外とされたのが2009年2月なので、基金大阪府支部は、半年の間に2件の府立高校化学教諭の中皮腫を公務外としていたことになる。基金本部も当然、大阪府立高校の化学教諭の中皮腫事案をたてつけに公務外と判断したことをわかっていたはずだ。

もし、この方も審査請求し、裁決事案と同時並行で支部審査会による審査が行われていたとしてら、森永医師は石綿付金網による石綿ばく露再現実験報告書を無視する意見書を書いた（書くことができた）のだろうか？

文部科学省に要請

9頁に掲載した「石綿関連疾患に係る公務

石綿関連疾患に係る公務災害の請求・認定件数（地方公務員災害補償基金）

	2005年度以前		2006年度		2007年度		2008年度		2009年度		2010年度		2011年度		2012年度		2013年度		
	請求	認定	請求	認定	請求	認定	請求	認定	請求	認定	請求	認定	請求	認定	請求	認定	請求	認定	
水道	中皮腫	1		5		4		3	5	1	2	4	2	5	4	4		2	4
	肺がん			4		2		3	1			1				1			
	石綿肺	2				1													
	その他	1		2						1				1					1
教師	中皮腫	2		4		1		4		1		3		1		1			1
	肺がん	1																	
	石綿肺																		
	その他			2															
消防	中皮腫	2		2				2		1		2		1		1			
	肺がん																		
	石綿肺																		
	その他																		
その他	中皮腫	7	1	15	1	9		4	3		4			3		3		1	2
	肺がん	1		4								2		1				1	
	石綿肺	1						3		1	2			1					
	その他	3		1		2		1		1	1								

※請求本部が支部からの報告により把握している件数(平成26年3月31日現在)。認定原簿分時に公務上とされた事案の件数。本部から支部への回答日を基に記載しており、実際の請求者への認定通知が行われた年度と一致しない場合がある。

阪府事案の逆転裁決を踏まえて、3月19日、文部科学省に対して、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会から以下の要請をした。

要請は田村智子参議院議員の立ち会いで行われ、文部科学省側は、稲畑航平（スポーツ・青少年局学校健康教育課企画調整係（併）健康教育企画係係長）、男澤直孝（初等中等教育局初等中等教育企画課専門職（教育公務員係担当））の両氏が対応した。

2014年3月19日
文部科学大臣 下村博文 殿

中皮腫・アスベスト疾患・患者
と家族の会 会長 古川和子

教員におけるアスベスト被害についての要請「建物」だけ、から、「人」への対応を！

貴職におかれましては、常日頃から学校教職員、生徒の健康と安全のための取り組みを推進しておられるところと存じます。深く敬意を表します。

さて、我が国におけるアスベスト問題は2005年6月のいわゆる「クボタショック」以降、非常に大きく社会問題化したところですが、振り返れば、1980年代後半に社会的

に注目され政策的対応が開始されたいわゆる「学校アスベスト問題」は、我が国における近年のアスベスト問題におけるまさに嚆矢であったのではないのでしょうか。

そして、アスベストによる被害を予防するために、学校建物に使用された吹きつけアスベストをはじめとするアスベスト建材、実験器具に使用された石綿付金網などの石綿製品に対する対策工事、回収・代替が順次実施され、今日に至っています。

しかしながら、そのような予防対策が取られる一方で、アスベストばく露の危険性・可能性が存在した学校に勤務した教職員、生徒における被害の有無については、いまだ調査らしい調査が行われていないのではないのでしょうか。

このような現状の中で、たとえば、アスベスト被害の特異的疾患である「中皮腫」を発症し死亡した被害者・家族が、その原因が学校におけるアスベストばく露にあったとして、公務災害又は労働災害の認定請求件数が相当数にのぼっているにもかかわらず、まさにほとんどすべての案件が認定に至っていないということに代表されるように、被害者にとってまことに厳しく、やりきれない現実があります。

本年1月8日付で地方公務員災害補償基金大阪府支部審査会は、府立高校理科教師の中皮腫について、理科実験での石綿製品の使用によるものだとして、公務上と判断

し、同支部の公務外認定処分を取り消しました。

この件は、2010年3月に滋賀県の公立小学校の体育教師の中皮腫を、地公災基金本部審査会が公務上と裁決した事案について、小中高校の教師としては、誠に、ようやくにして、2件目の業務上認定となりました。

つまり当会としては、現実に学校アスベスト関連被害者がでていいるにもかかわらず、必要な調査・研究と適正な補償がなされていない、と痛感しているのです。

以上により、この際、今回の理科高校教師の業務上判断を重く受け止め、これを契機として、下記の事項を含む、学校アスベスト被害に対する積極的な対応を、これまでの「建物」に対する対応に加えて、特に「人」への対応を、貴職に対して要請申し上げる次第です。

－記－

1) 教員のアスベスト被害の発生状況に関する情報収集と調査を行うこと。

文部科学省として、環境省・厚生労働省等と協力して、教員・教員退職者における中皮腫発症・死亡状況についての調査・研究を行ってください。

たとえば、石綿健康被害救済法による認定作業を行っている独立行政法人環境再生保全機構においては、平成18年度から23年度にかけて、「ばく露状況調査報告書」を作成し公表しています。これによれば、平成18年度～23年度において、中皮腫137件（男83，女54）、肺がん1件（男）、びまん性胸膜肥厚1件（男）、合計139件が認定されています。

これらはすべて、労災・公災としてではなく認定されたものです。

小中高校の教師において、公災・労災として認定された事案はわずかに2件にすぎないとみられること、個人にとってばく露状況の調査が困難を極めること、認定当局の実務判断基準が極めて狭き門を形成していることから、この環境再生保全機構で認定した中皮腫事案137件の中には、労災・公災補償の対象事案が存在しているのではないかとみられます。この点を含め、教員を職歴にもつ中皮腫認定者の実態をぜひ環境再生保全機構と連携して実施し、結果を公表していただきたい。

また、環境再生保全機構から情報提供を受けて、現状において機構が把握しているより詳細なばく露状況（認定された教員事案の担当教科、学校種別など）について明らかにしてください。

2) 公災・労災補償状況に関する情報収集と調査を行うこと。

公災・労災補償を実施している地方公務員災害補償基金、厚生労働省等と協力して、教員からの請求、認定事案について調査を実施し、結果を公表していただきたい。

また、地方公務員災害補償基金、厚生労働省等の認定当局から情報提供を受けて、これら認定当局が把握している補償状況の内訳等を明らかにしていただきたい。

3) 過去の公災・労災認定事案について、周知するとともに、1) 2) などを踏まえながら、教員、退職者、児童生徒に対する対策を実施すること。

行政訴訟、新たな請求も

教員のアスベスト被害については、中皮腫で国語教諭の夫を亡くした宇田川かほるさん（患者と家族の会東海支部世話人）が、労災請求したものの不支給とされ、その取

連載 それぞれのアスベスト禍 その39

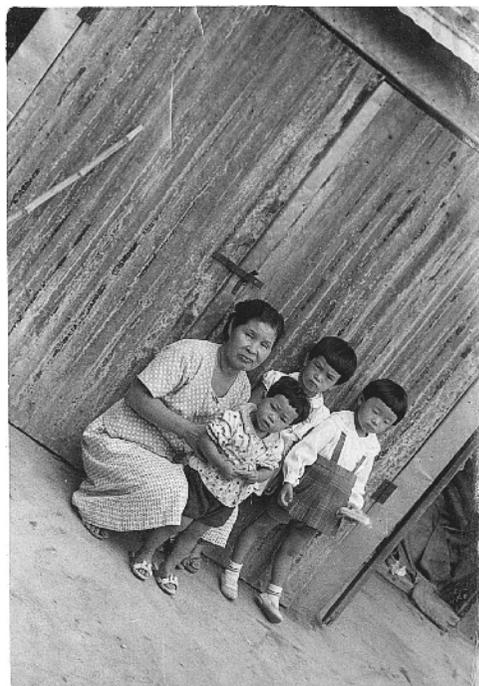
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

石綿入り麻袋の上で戯れていた幼いころ

4月15日、衝撃の記者会見が行われた。親が働いていた使用済み麻袋の再生工場内で、積み上げられた麻袋の上で「アルプスの少女ハイジの様に飛び跳ねて遊んでいた。とても安全な遊び場だった」と語ったのは、熊取絹代さんと川崎千津代さんの二人だ。

1950年代から1970年代までの期間、使用済み麻袋を回収してきて、清掃・加工する作業が頻繁に行われていた。当時麻袋は流通過程において貴重な存在だった。石綿が輸入され、石綿製品製造工場で使用された後の空になった麻袋は、形を変えるなどして、各分野に再利用されてきた。その過程で熊取さんや川崎さん達の親も行った「ゴロス屋」という仕事が成り立っていた。

2013年11月のある日、事務所に電話が架かって来た。相談者は開口一番「子供の頃、実家がゴロスをやっていた」と言う。「え？ゴロスって、麻袋ですか？」「そう、ドンゴロスです。親がその仕事をやっていた石綿肺で死にました。私たち姉妹は胸膜プラークがあります。従姉妹も有ります。自費で検診を受けていますが、何とかならないのですか？」という内容だった。



麻袋再生工場前での写真、右隅に麻袋が写っている：左女性は熊取さんの祖母、その前が熊取さん、後ろがその姉、その右が川崎さん

2013年9月5日に西成区の工場周辺住民被害の問題が大きく報道された。川崎さんはその時の新聞記事を切り取って持っていたのだ。11月のある日いつもの様に定期検診に行くとCT検査まで受けて、高額の医療費を支払った。その時に切り取って持ち歩いていた新聞記事を思い出して電話を架けてきたのだ。「大阪市の様に検診費用だけでも」という川崎さんの訴えに片岡さんと共に訪問し、話の内容に驚いた。川崎千津代さ

石綿麻袋再生10人死亡

堺の5工場 中皮腫など

70年代採業

アスベスト(石綿)原料が入っていた麻袋を包装材などにリサイクルする工場が戦後の1970年代にかけて堺市内の5カ所以上で操業し、その労働者と家族や近隣住民が石綿被害を受け、うち10人中皮腫などを死していったことが、中皮腫・アスベスト被害・遺児を支援の会(川村和夫会長)の調べで分かった。会は今週は米山の一角と堺市をくに調査を進めている。

「被害は米山の一角」

石綿が付着した麻袋のりサイクルは各地で手が回らなれ、工場は東京や福岡などにもあった。中皮腫の罹り期間が30〜50年と長いこともあり、危険性はほとんど知られていない。

家族の会の調査によると、被害者が確認されたのは堺市堺区、中区、北区の

5カ所あった石綿麻袋の再生工場、中皮腫で7人、肺がん2人、石綿肺病1人の計10人が死していった。いずれも労災認定などで、石綿被害であることが確認されている。

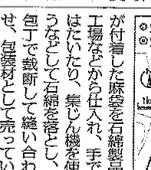
このうち中区・西丁にあった再生工場では働いていた人が死し、その娘

3人(現在55、56歳)も工場近くに住んでおり、石綿の吸い込みによる「胸腺腫」の疑いがあった。堺市北区の工場で働き中皮腫で死した女性の娘(59歳)も胸腺腫ラックがあった。

堺区の工場とは直接関係なく近所に住んでいた女性(当時50歳)は中皮腫で死亡した。開業にともなう、被害があった再生工場は、石綿

が付着した麻袋を石綿製品工場から仕入れ、手でたたいたり、集じん機を使用しながら石綿を落とすなどして、袋を再生して売っていた。労働者や家族は石綿の危険性を知らず、子どもは福岡県内でも麻袋再生作

堺市の石綿麻袋の再生工場位置 ※被害者の車に出入りし場合あり



家族の会は、堺市内の石綿の麻袋のリサイクル工場は、被害がならした工場は、6工場で行われていた可能性があると考えている。

NPO法人東洋労働安全衛生センターによると、石綿麻袋の再生作業をした工場は堺市5カ所、堺区で1カ所確認され、肺がん患者ら2人が労災認定されている。他、再生麻袋を再生する内張りをする作業をした人が中皮腫を発症し、労災認定された事例が両区で台数区であった。

同業者への啓発必要 東谷典興・奈良県立医科大学(腫瘍学)の話「出るのは遅くて気づく。比較的高層度の飛散とみられ、周囲の人の被害も懸念される。同様の工場がどのくらいあったのか不明だが、行政は関係の仕事をしてきた人たちに啓発する必要がある。産業界の健康リスク調査の対象地域になりうるのではないかと」

アスベスト(石綿)が詰められた麻袋(再生麻袋)の石綿被害

堺市保健所は「被害の実態を受け止め、今後対応をするか検討したい」と話している。

ん姉妹と従姉妹の熊取さん達3人にはかなり明確な石灰化胸膜プラーク所見があったからだ。労働者でもないのに何故？

使用済み麻袋が入荷すると、まずは付着しているゴミを取る作業をする。その後、麻袋を裂いて一枚の布にして、再利用する物の大きさ別に裁断してミシン縫製をして仕上げる。

最初は麻袋に付着している石綿を吸い取る作業をする為、集塵機のところに麻袋を持って行き集塵する。「掃除機の原理ですよ」と彼女達は言う。集まった石綿は更に別の袋に詰めて販売していた。この工程で幼い彼女たちは「お手伝い」をした。集塵機の前で二人一組になり、袋の口を広げていた。勢いが強い集塵機の前で袋を広げることとは大変な力が必要だった。

2014年4月15日 毎日新聞

麻袋-原料の麻布 (hessian, burlap) は丈夫なため、古くから使われてきたが、材質の改良により、クラフト紙袋やポリエチレン製のクロス袋 (PP woven bag) などにとって代わられつつある。英語では、合成繊維製でも gunny sack と呼ばれる。郵便物を入れるための袋 (内部での郵便物の輸送用に用いられる) は、郵袋というが、綿のものもある。別名のドンゴロスは、粗い綿布 (デニム) を指す英語の dungaree (ダンガリー) からの転訛と言われる。(Wikipediaより抜粋)

幼い子供たちには数枚が限度だったという。その後、お駄賃を貰って近所の駄菓子屋さんに行った。

ある時は、集塵を終えた麻袋の上で寝転がり、飛び跳ねて遊んでいた。「まるで、乾草の上で飛び跳ねるアルプスの少女ハイジみたいでした」と回想する。親が近くで仕事しており、機械工具などの危険なものは何も無い安全な場所だった。「麻の臭いは父親の臭い」と語る熊取さん。父親が大好きだったから、職場にも頻繁に出入りしたという。そこで嗅ぐ麻袋の臭いは懐かしい父親の思い出となっている。

堺市のある地方では親族一同が麻袋の再生作業を行っていた。この仕事は特殊な設備も高度な技術も必要ない。必要なものは、土地と家屋と工業用ミシンと労働力だけだった。親族同士で、あるいはご近所同士で仕事を分け合っていた。熊取さんと川崎さん達の実家もそうだった。子育てをしながら家業に勤しむ…旧来の姿がそこにあった。しかし数十年後、熊取さんの父親と川崎さんの母親が兄妹同士で石綿肺に苦しみながら最期を迎えるとは誰が想像できただろうか。

子供たちも多数の石灰化胸膜プラークで

苦しんでいる。彼女たちは、風邪をひいたら治りにくい、咳き込んだら苦しいなどと不安を訴えている。救済の道は確立されていないが彼女たちの熱心な訴えにより、環境省が行っている「石綿健康被害リスク調査」に堺市も参入する方向で検討している。

石綿入り麻袋再生による近隣住民被害は、2008年の夏にKMさんという中皮腫女性患者からの相談電話で発覚した。その後の調査で、堺市内には古くから麻袋再生業者が数多く存在していたと解った。KMさんと出会った直後にはOSさんという中皮腫女性患者とも知り合った。二人とも患者と家族の会のHPや患者会を通じて相談が入ってきた。

二人と出会い「もっと他にも被害者はいる」と確信したものの、その当時はそれ以上の調査は出来なかったし、被害者の姿も見えなかった。それ故に6年の歳月を経て再生麻袋の被害が表面化した事は感慨深いものがある。さらに川崎さんが電話を架けるきっかけになったのは西成区の報道が大きく影響していた。

連綿と続く石綿被害を象徴している様なこの事案に、改めて継続する事の意味を感じた。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●一部800円

●申し込み：Tel 03-3636-3882/Fax: 03-3636-3881

E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: http://joshrc.info/

韓国からのニュース

■救社隊・組合員に重症のうつ病呼んだ『柳成企業の労組破壊』

2011年5月、金属労組柳成（ユソン）企業支会のストライキに参加したS氏は、自殺を試みるなど重症のうつ症状を見せ、昨年11月に労災申請をした。公団は労使葛藤の過程でのS氏の体験が、重症のうつ病エピソードと適応障害を誘発したと認めた。公団はS氏が△ストライキ中に救社隊（会社防衛隊）と衝突して、なかまの組合員が血を流す様子を目撃し、△会社が労組破壊を目的に事前にシナリオを作った事実を認知し、△ストライキが終わって業務に復帰した後に、重懲戒と時間外労働からの排除と差別賃金支給など、差別的な扱いにあり、△会社の損害賠償請求による経済的な圧力を受けたという事実を認めた。また、管理者と委託警備業者の監視と統制を受けて、激しいショックとストレス、挫折感、怒りの感情に苦しめられたと判断した。

公団は、2012年7月に柳成企業支会のストライキの途中で業務に復帰した後、監禁状態での長時間労働に苦しめられ、会社に強要されて救社隊の一員となり、S氏のように重症のうつ病エピソードに罹った故Y某氏（死亡時51才）に対する業務上災害も認めた。これ迄5回もの自殺を試みたY氏は、結局2012年12月に自ら命を絶った。

忠南（チュンナム）労働人権センターが、昨年、柳成企業支会組合員の実態調査をした結果、労働者の36%が外傷後ストレス障害、うつ病、アルコール中毒症状を示し、『精神健康高危険群』だった。2014年4月1日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者

■産業災害率2年連続0.59%、死亡万人率は増加／再参入した『55才以上』の労災増加

昨年の産業災害率が前年と同じ0.59%と集計された。しかし労災保険加入勤労者1万人当たりの死者数を現わす死亡万人率は1.25で、前年（1.20）より高くなった。特に業務上疾病による死亡者が大きく増加した。

31日、雇用労働部が発表した2013年産業災害発生現況によれば、昨年の総被災者は9万1824人で、前年（9万2256人）より多少は減ったが、災害率は0.59%で前年と同じ水準だった。55才以上の労働者の被災は3万1816人で、前年より9.26%増加したが、他の年齢帯では前年より減少した。

労働部は「壮年層が、定年退職後に労働市場に再参入して新しい仕事に就き、災害発生危険に曝露したため」と分析した。

一方、事故性災害が減り、業務関連疾病が増える傾向が明確になっている。昨年の事故災害率、事故死亡万人率、事故災害者数はいずれも前年より減った。反対に、疾病発生率、疾病死亡万人率、疾病死者数は、それぞれ0.05%、0.54、7627人で、前年と同じか増加した。労働部の関係者は「業務的な要因と個人の疾病など、業務外的な要因が複合的に作用する作業関連性疾病が持続的に増加し」、「筋骨格系疾患と脳心血管系疾患のすべてが増加した」と話した。

一方、作業環境の中の有害因子との関連性が明確な職業病発生者は1414人で、前年（1500人）より86人減った。特定化学物質による職業病患者は前年より10人減った。職業病の立証責任を勤労者に負荷する現行の労災立証システムによって、現実と統計の間に乖離が生じたものと分析される。2014

年 4 月 1 日 毎日労働ニュース ク・ウネ
記者

■建設産業連盟『企業殺人法制定』を要求／ 昨年の労災死亡者の半分以上が建設労働者

建設産業連盟が全産業の労災減少傾向に逆行する建設部門の労災増加に関して、企業殺人法の制定を要求した。連盟は2日に声明を出し、「政府の後手に回った対策で、建設労働者の死亡者数が年と共に増加している」とした。

雇用労働部が先月31日に発表した『2013年産業災害発生現況』によれば、昨年全被災者は9万1824人で、前年(9万2256人)より432人減った。ところが建設部門の被災労働者は2万3600人で、前年より251人(1.1%)増えた。昨年の建設業での事故死亡者は516人で、事故死亡者全体(1090人)の半分以上(47.3%)に迫った。2012年の建設業の死亡者より11.9%増加した。昨年の製造業での死亡者は284人で、前年より15.5%減少した。

建設業の事故性災害率は2008年の0.64%から昨年の0.89%に高まり、同期間の全産業の事故性災害率は0.62%から0.55%に減少。労働部も2009年以後持続的に増加する建設災害を減少させることに力を入れる方針だ。

連盟は建設業の労災の増加は、最低賃金制と多段階下請けといった産業構造に関連していると見ている。ゼネコンから工事を請負った下請け企業が、収益を上げるために短時間、少人数しか投入せずに工事を進め、事故が発生するということだ。

労災事故に対する処罰基準が軽いのも問題だ。イギリスの場合、労災で死亡者が発生すれば企業に最小で6億9千万ウォンの罰金を支払わせる。一方、我が国は50万ウォンに過ぎない。連盟は政府が労災発生時の元請けの責任を強化した企業殺人法制定を進めなければならないという考えだ。2014

年 4 月 3 日 毎日労働ニュース ヤン・ウ
ラム記者

■労組のある事業場の産業災害率は低く／ 『労使協力と産業災害に関する研究』

労働組合がある事業場での産業災害発生率が、労組がない事業場より明らかに低いことが分かった。合わせて、労使関係が信頼的・協力的な事業場ほど災害率が低かった。安全保健公団の研究者が9日に出した『労使協力と産業災害に関する研究』の結果だ。

労災予防に対する労組効果を扱った今回の研究は、国内で初めての試み。公団の研究者は2012年6～9月に施行した『産業安全保健動向』調査の結果に基づいて、製造業者3000ヶ所と建設現場1000ヶ所の労使関係と災害率を分析した。

研究結果によれば、製造業者の場合、有労組事業場の災害率(0.48%)が、無労組事業場の災害率(0.78%)より格段に低かった。建設業でも、有労組事業場の災害率(0.41%)と無労組事業場の災害率(0.65%)に、明確な違いが生じた。

労使関係でも、製造業者の場合、労使関係が信頼的・協調的な事業場の災害率(0.65%)が、不安定な事業場の災害率(1.19%)より低かった。建設業も労使関係が信頼的・協調的な事業場の災害率(0.53%)と、不安定な事業場の災害率(1.72%)の間の差が大きかった。

研究を行ったチョ・フマク研究委員は「労組と産業現場の安全保健活動の関係性を扱った今回の研究の結果、労使関係が協調的な事業場であるほど災害予防活動水準が高く、積極的な災害予防活動が、災害率の減少として現れるという事実が確認された」「事業主と労働者が一緒に参加して企業の安全経営政策を樹立し、労働者が自主的に安全保健活動に参加できるように、条件と環境を作ることが重要だ」と話した。2014年

4月10日 毎日労働ニュース ク・ウネ記者

■郵便集配員の労災、全労働者平均の4.3倍／脳心臓関係疾患の有病率は19倍

28日、労働団体と市民団体で構成された『集配員重大災害解決のために連帯する会』は、今年2月に公務員年金公団がウン・スミ民主党議員に提出した『2011～2013年郵政事業本部所属労働者の災害発生経緯内訳』を公開した。

内訳によれば、最近3年間で郵政本部所属の労働者1434人が業務上災害と認められ、毎年平均478人が、仕事中に怪我をしたり病気になる。死亡者は27人。

集配員の災害比重が特に高く、集配員の業務上災害は1182件。年平均394人の割合だ。全集配員(最近3年の平均で1万5491人)の業務上災害率は2.54%だ。全労働者(2012年基準で0.59%)の4.3倍である。災害発生原因は、交通事故、気性悪化、筋骨格系疾患、脳心臓関係疾患が多かった。死亡者27人のうち18人が集配員だった。死亡原因のほとんどが交通事故(9件)と、脳心臓関係疾患(8件)だった。郵政事業本部の死亡者現況資料によれば、脳心臓関係疾患の死亡者の死亡原因は、ほとんどが盆正月期間中の夜勤と、欠員代替業務といった『過労』であると確認された。脳心臓関係疾患死亡者と公務上療養者を合わせた発病者は27人で、発生万人率が全労働者(0.3%)より19.3倍も高かった。

連帯する会はソウル地方雇用労働庁の前で、郵政事業本部に対する特別勤労監督と産業安全保健法違反の有無の再調査を求める記者会見を行った。1月に郵政事業本部を産業安全法違反で告発したが、雇用労働部とソウル中央地検は今年23日、証拠不十分で嫌疑なしと決定した。「昨年から集配員

災害の問題が拡大しているのに、雇用労働部はソウル市内の一部の郵便局に対する形式的な実態調査だけをして、嫌疑がないという無責任な決定を出した」と批判し、「長時間・重労働と交通事故による災害の危険が今なお残る郵政事業本部に対する、特別勤労監督と災害予防措置を樹立しなければならない」と要求した。2014年4月29日
毎日労働ニュース ユン・ソンヒ記者

■現代重工業で一日おきに労災死亡事故発生／労働界、鄭夢準議員のソウル市長候補辞退を要求

産業災害死亡事故が相次いで発生した現代重工業に対する非難の声が高まっている。政界は現代重工業に対する作業中止権の発動を雇用労働部に要求した。労働界は現代重工業の最大株主である鄭夢準(チョンムンジュン)セヌリ党議員のソウル市長予備候補辞退を求めた。

今年3月から今年28日までの50日弱の期間に、現代重工業グループの系列会社で、墜落・溺死・火災事件が7件発生し、8人の労働者が亡くなり、4人が負傷した。

今年21日に現代重工業のガス運搬船の爆発事故、同26日に現代重工業での墜落死亡事故に続き、28日にはトランスポーターに信号中だった下請け労働者1人が海に落ちて溺死した。特に26日と28日の事故は、ガス運搬船爆発事故直後で、労働部の勤労監督官が現場に常駐していた中で発生したと分かった。

釜山地方雇用労働庁は28日から現代重工業の産業安全特別監督を始めた。特別監督は来月9日まで行われる。2014年4月30日
毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者
(翻訳：中村 猛)

5月31日 第26回総会及び「世界アスベスト会議 東京開催から10年」5.31集会のご案内

石綿対策全国連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F

TEL (03) 3636-3882 / FAX (03) 3636-3881

E-mail: banjan@au.wakwak.com

日頃の石綿対策全国連絡会議の取り組みに対するご支援・ご協力に感謝申し上げます。

一昨年の全国の中皮腫死は1,400人と最多を更新し、最近でも高校化学教諭や病院看護師の中皮腫の労災認定が報道されるなど、わが国のアスベスト被害が拡大し続けている一方で、被害者・家族に対する補償・救済は決して十分ではありません。裁判が相次いでいるのもその証しで、昨年末以降に限っても、12月25日泉南アスベスト国賠訴訟大阪高裁判決、1月22日日本航空石綿肺がん行政訴訟東京地裁判決(確定)、1月30日日本通運損害訴訟大阪高裁判決(確定)、2月7日中央電設損害訴訟大阪地裁判決、2月27日近鉄高架下貸店舗損賠訴訟差し戻し控訴審大阪高裁判決(確定)等と、アスベスト企業と国の責任を認める判決が続いています。とりわけ国の責任をめぐっては、泉南訴訟の最高裁の判断がいつ、どのように示されるか、また、建設アスベスト訴訟の東京高裁・各地の地裁における動向と、重要な局面を迎えています。

一方、私たちの身のまわりにいまだ残されたアスベストの脅威は、東日本大震災の復旧・復興工事や災害廃棄物の処理のなかでも浮きぼりになっています。大気汚染防止法(環境省)、石綿障害予防規則(厚生労働省)の改正が近く施行されることも予定されていますが、再び震災に襲われたときに人々がアスベストに曝露するのを防止できると言うにはほど遠い状況です。

国際労働機関(ILO)や世界保健機関(WHO)等が各国に対して、アスベスト関連疾患根絶に向けた国家計画の策定を呼びかけています。国際的には、何よりもアスベストの新たな使用を禁止することが急務であり、まだ禁止が導入されていないアジアをはじめ開発途上諸国における努力が積み重ねられています。しかし、禁止すれば済むというわけではなく、まさに昨年、欧州議会が2028年、オーストラリアが2030年をアスベストのない環境/社会を実現する目標時期として定め、後者ではそのための国家戦略計画と専門の国家機関も設立されました。

身のまわりに残されたアスベストを安全に除去・処理して、アスベストのない環境/社会を実現してこそアスベスト関連疾患を真に根絶させることができるのであり、そのための目標時期の設定と国としての戦略・体制を確立しなければならぬということは、アスベスト被害者・家族に対する正義の実現とともに、私たちがアスベスト対策基本法の制定を求めてきた趣旨そのものです。

日本がアスベスト禁止に踏み切った10年前の2004年11月、私たちははばひろい後援を得て(厚生労働省、環境省、連合、医師会、日弁連等)、東京・早稲田大学で「世界アスベスト東京会議(GAC2014)」を開催しました。クボタ尼崎工場周辺のアスベスト公害患者と出会ったのもまさにその準備期間中のことであり、翌2005年のクボタショックにつながったわけです。

石綿対策全国連絡会議の第26回総会を以下のとおり開催するとともに、「世界アスベスト会議の東京開催から10年」-この間の進展と課題について、とくに国際的観点から見直すことによって今後の私たちの取り組みを一層強化していく糧にしたいと考えています。参加無料、どなたでも参加できます。ふるってご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、当日10:30~11:30、新宿駅西口において大情宣活動も行いますので、可能な方はぜひそちらから参加してください。各団体独自の桃太郎旗やチラシ等の持ち込みも大歓迎です。

記

石綿対策全国連絡会議第26回総会及び「世界アスベスト会議東京開催から10年」5.31集会

記念講演: 高橋謙・産業医科大学教授(環境疫学)

他に、アジア・アスベスト禁止ネットワーク(A-BAN)、アスベスト関連疾患の監視・調査に

関する国際会議(2月11-13日ヘルシンキ)、国際建設林業労連(BWI)世界

アスベスト会議(5月6-7日ウィーン)の報告、アスベスト訴訟原告の紹介なども予定

日時: 2014年5月31日(土) 13:30~16:30

会場: けんせつプラザ東京5階A・B会議室

JR大久保駅徒歩3分、新大久保駅徒歩8分

169-0074 東京都新宿区北新宿1-8-16 <http://www.tokyo-doken.or.jp/access.html>

4月の新聞記事から

4/8 トヨタ自動車系列会社「テー・エス・シー」社員だった愛知県安城市の三輪敏博さん(37)が2011年9月、自宅で虚血性心疾患のため突然死したのを過労死と認めなかったのは不当として、遺族が国に処分取り消しを求める訴えを名古屋地裁に起こした。妻は12年1月、「直前1カ月の時間外労働は99時間以上」と、半田労働基準監督署に労災を申請、しかし労基署は「85時間で、死亡は業務上の事由と認められない」と却下した。

4/15 アスベスト原料が入っていた麻袋を包装材料などにリサイクルする工場が戦後から1970年代に堺市内の5カ所以上で操業し、その労働者と家族や近隣住民14人が石綿被害を受け、うち10人が中皮腫などで死亡していたことが「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の調べで分かった。会は堺市などに調査を求めている。中皮腫で7人、肺がんが2人、石綿肺で1人の計10人。労働者の娘ら4人にも胸膜プラークが見つかり、近所に住んでいた女性1人が中皮腫で死亡した。労働者や家族は石綿の危険性を知らず、子どもは周囲で遊んでいたという。

「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」は4月から毎月1回、さいたま市内で「アスベスト患者と家族の会・さいたまの集い」を開く。潜在的被害者を掘り起こすため県内での交流会開催を決めた。1回目は16日午後、さいたま市大宮区の県農業共済会館で開く。

4/16 東京都千代田区の外務省で、庁舎の8階から30代の同省職員が飛び降り、搬送先の病院で死亡が確認された。自殺とみて詳しい状況を調べている。

アスベストを吸って中皮腫や肺がんなどになり、業務上災害と認められた旧国鉄職員が今年2月時点の累計で406人に上っていることが、鉄道・運輸機構のまとめで分かった。うち219人が死亡。2004年度に初めて認定されて以来、04年度が4人、以降は毎年二けたの患者が認定されている。分割・民営化後もJRに勤務した職員も含まれている。国鉄労働組合によると、認定者の疾病は中皮腫190人、肺がん136人、石綿肺46人など。

4/17 牛丼チェーン「すき家」を展開するゼンショーグループは、「店舗の労働環境改善を経営の最重要課題に設定」と発表、2月から4月にかけ人手不足などで最大123店舗が一時休業や時間帯休業をした。また124店舗で深夜・早朝営業を休止。

アスベスト被害の補償・救済に向けて活動する「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」は26日北陸支部を発足させる。石川県金沢市で無料の相談会も開き患者の支援活動を始める。

4/18 東京都のアニメ制作会社「A-1 Pictures」に勤め、辞めた後の2010年10月に自殺した男性(28)について、新宿労働基準監督署が過労によるうつ病が原因として労災認定した。11日付。正社員として06-09年12月まで勤務。新宿労基署は在職中うつ病を発症し、その前の2~4カ月に100時間を超える残業があったと認定した。体調を崩したことや関連会社への異動を断られたことから退職し、10年10月に自宅アパートで死亡しているのが見つかった。

4/21 警視庁蒲田署地域課の男性巡査長が今年2月署内で拳銃自殺した事件で、自殺直前に上司で

同課係長の男性警部補が巡査長の勤務姿勢を責め、退職を迫っていたことがわかった。同庁はこうしたパワハラが自殺の一因になったと判断し遺族に謝罪し、複数の部下にパワハラ行為をしていたとしてこの警部補を減給100分の10の懲戒処分にし、上司8人を口頭厳重注意などとした。

4/23 いじめを受けて海上自衛隊の隊員が自殺したことを巡り、遺族が賠償を求めた裁判で2審の東京高等裁判所は自殺に対する海上自衛隊の責任を認めたとばかり、遺族に内部調査の文書を隠蔽したと判断して国などに7300万円余りの賠償を命じた。裁判は平成16年に海上自衛隊の護衛艦「たちかぜ」に勤務していた当時21歳の隊員の男性が先輩隊員からいじめを受けたあと自殺し、母親らが国などに損害賠償を求めている。

デイサービスセンター「大ケ池荘」(岡山県備前市)の男性介護員が2007年9月に自殺したのは上司の女性生活相談員からの厳しい叱責やパワハラが原因として、男性の遺族3人が社会福祉法人「備前市社会福祉事業団」に損害賠償を求めた訴訟の判決が岡山地裁であった。裁判長はパワハラと自殺の因果関係を認め、原告の請求通り計5000万円の支払いを命じた。和気労働基準監督署が10年8月に遺族補償年金などの不支給を決定し、遺族が国に処分取り消しを求め岡山地裁に提訴していた訴訟の判決も、同日、「因果関係を否定した処分は違法」と処分取り消しを命じた。

元校長に従わせよとあらかじめ辞表を提出するよう強要したのはパワハラだとして、鳥取城北高の元副校長が、元校長と学校を運営する矢谷学園などを相手取り、550万円の損害賠償などを求めた訴訟の判決が、鳥取地裁であった。裁判長はパワハラと認め、元校長らに110万円の支払いを命じた。

4/24 建設現場で働く「1人親方」などの事故死について、厚生労働省が初めて調査した結果、去年12月までの半年間に全国で48人が死亡していたことが分かった。厚生労働省は今後継続的に調査を行い、元請け業者への安全対策の指導を強化する方針。去年建設業界で死亡した人は336人。

4/25 富山県氷見市の重機部品メーカー「コマツキャストックス」の工場で溶解炉の事故が派生し、全身やけどで重体だった同社社員の男性が27日、搬送先の病院で死亡した。事故では精錬作業中の溶解炉から鉄や不純物があふれ出し、周辺約15Mに飛び散ったとみられ、男性ら作業中の社員5人がやけどを負った。

不当な叱責などで精神的な苦痛を受けたとして、岡山大の大学院医歯薬学総合研究科教授の森山芳則薬学部長が、同大理事を相手取り、慰謝料1000万円を求める訴訟を岡山地裁に起こした。森山薬学部長らは2012年1月、薬学部の論文に不正の疑いがあると大学に告発。その後、約2年間、許理事から何度も呼び出され、不当な叱責を受けるなど精神的苦痛を受けたとしている。

4/27 岩手県山田町の町役場敷地内で男性職員が庁舎5階の窓から飛び降り死亡した。男性は農林課所属で東日本大震災の津波で被災した農地復旧のほか、耕作放棄地の原状回復などの課題を担当していた。遺書に「仕事に悩んでいる」との趣旨の言葉があり業務量増大を苦にしたとみられる。